

## 蕨市男女共同参画イラストの使用に関する要領

1. 趣旨 この要領は、蕨市男女共同参画イラスト（以下「男女共同参画イラスト」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。
2. 目的 従来の固定的な性別役割分担にとらわれない男女の多様な日常生活の場面を表現した、男女共同参画イラストを広く広報物等に活用してもらうことで、男女共同参画社会の実現に向けた表現の見直しを図ることを目的とする。男女共同参画イラストのデザインは、別図のとおりとする。
2. 権利 男女共同参画イラストに関する一切の権利は、市に帰属する。
3. 使用できる者  
何人も、次のいずれかに該当する場合を除き、男女共同参画イラストを使用することができる。
  - (1) 市の信用や品位を損なうとき、又は損なうおそれのあるとき。
  - (2) 法令又は公序良俗に反するとき、又は反するおそれのあるとき。
  - (3) 営利を目的として使用するとき。
  - (4) その他市長がその使用について不適當であると認めたとき。
5. 使用上の遵守事項  
男女共同参画イラストは、原則として、改変せずにそのまま使用するものとする。ただし、男女共同参画イラストの目的を損なわない範囲で改変をする場合は、市民活動推進室と事前に協議した上で一部改変して使用することができる。
6. 権利の設定等の禁止  
市以外の者は、男女共同参画イラストを使用したものについて、意匠法（昭和34年法律第125号）第6条及び商標法（昭和34年法律第27号）第5条の規定に基づく権利の設定をしてはならない。
7. 違反等に対する取扱い  
市長は、男女共同参画イラストを使用する者が、本要領の規定に違反したとき、又は遵守しなかったときは、男女共同参画イラストの使用の差し止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）をすることができる。この場合において、請求等を受けた者は直ちにその請求等に従わなければならない。  
また、請求等により男女共同参画イラストを使用する者に生じた損害については、市長はその責を負わない。

#### 8. 争論等の解決

男女共同参画イラストの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、男女共同参画イラストを使用する者の責務において解決しなければならない。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。